記載例

<u>目 次</u>

1	契約書【見本				•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•		•		3
2	契約届出書	•		•		•		•		•			•	•	•			•		•	•	•		•	•			•	•		1	0
3	確認申請書	•				•		•	•	•				•	•			•			•			•	•			•			1	4
4	確認書	•				•	•	•	•	•				•	•					•	•			•	•			•	•		1	8
5	証明書	•				•	•	•	•	•				•	•			•		•	•	•	•	•	•			•	•		2	2
6	請求書・請求	内	訳	聿																											2	8

契 約 書【見本】

(候補者 ⇔ 契約業者等)

選举運動用自動車運送契約書(参考例)

丸森町(議会議員・長)選挙候補者〇〇(<mark>※戸籍名とし通称名不可</mark>。)(以下「甲」という。)と株式会社〇〇(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。<mark>※候補者名は候補者届出と一致させる</mark>。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

- 2 使用車種及び登録番号
- 3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 までただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。 ※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。
- 4 契約金額 金 円(税込)

(内訳 1日につき 円(税込)× 日間)

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 丸森町(議会議員・長)選挙候補者 住 所 氏 名(※戸籍名とし通称名は不可。) 印

乙 住 所

名 称 代表者

印

選挙運動用自動車賃貸借契約書(参考例)

丸森町(議会議員・長)選挙候補者〇〇(<u>※戸籍名とし通称名不可</u>。)(以下「甲」という。)と株式会社〇〇レンタカー(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。<mark>※候補者名は候補者届出と一致させる。</mark>

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

- 2 使用車種及び登録番号
- 3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 までただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。 ※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。
- 4 契約金額 金 円(税込)

(内訳 1日につき 円(税込)× 日間) ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 丸森町 (議会議員・長)選挙候補者 住 所 氏 名 (※戸籍名とし通称名は不可。) 印

乙住所名称

代表者

囙

選举運動用自動車燃料供給契約書(参考例)

丸森町(議会議員・長)選挙候補者〇〇(※戸籍名とし通称名不可。)(以下「甲」とい う。)と株式会社〇〇石油(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車 の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 供給する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで ※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。
- 2 供給場所

所在地 丸森町○○△△番地 名 称 株式会社〇〇石油

- 3 供給を受ける使用車種及び登録番号
- 4 契約金額

単価1リットルあたり 円(税込)とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額 とする。)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定によ り丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙 における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請 求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求で きる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することとなっ た場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決 定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 丸森町(議会議員・長)選挙候補者 住 所

氏 名(※戸籍名とし通称名は不可。) 印

乙 住 所 名 称 代表者

印

選挙運動用自動車運転手契約書(参考例)

丸森町(議会議員・長)選挙候補者〇〇(<u>※戸籍名とし通称名不可</u>。)(以下「甲」という。) と〇〇(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、 次のとおり契約を締結する。<mark>※候補者名は候補者届出と一致させる</mark>。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転

- 2 運転する期間 年 月 日 から 年 月 日 までただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。 ※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。
- 3 運転する車の車種及び登録番号
- 4 契約金額 金 円(税込)

(内訳 1日につき 円(税込)× 日間)

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決 定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 丸森町 (議会議員・長)選挙候補者 住 所 氏 名(※戸籍名とし通称名は不可。) 印

 乙 住 所

 名 称

 代表者

選挙運動用ビラ作成契約書(参考例)

丸森町 (議会議員・長) 選挙候補者〇〇 (※戸籍名とし通称名不可。) (以下「甲」とい う。)と株式会社〇〇印刷(以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成に ついて、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名

公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数

枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額 余 円 (税込)

(単価 円(税込)× 枚)

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定によ り丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙 における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請 求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求で きる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することとなっ た場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定 する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 丸森町 (議会議員・長)選挙候補者 住 所

氏 名(※戸籍名とし通称名は不可。) 印

乙 住 所

名 称

代表者

ÉΠ

選挙運動用ポスター作成契約書(参考例)

丸森町(議会議員・長)選挙候補者〇〇(<u>※戸籍名とし通称名不可</u>。)(以下「甲」という。)と株式会社〇〇印刷(以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。<u>※候補者名は候補者届出と一致させる</u>。

1 品名

公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

2 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額 金 円(税込)

(単価 円(税込)× 枚)

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定 する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 丸森町(議会議員・長)選挙候補者 住 所 氏 名(※戸籍名とし通称名は不可。) 印

乙 住 所名 称代表者

印

契約届出書

(候補者 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号)
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書 (様式第2号)
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書(様式第3号)

※ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

候補者 → 町選管 (契約書の写しを添付)

選挙運動用自動車使用契約届出書

立候補届出前の契約の 場合は告示日を記載 年 月 日

丸森町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 選挙

候補者 住 所 氏 名

下記のとおり、選挙運動用自動車の使用の契約を締結 大精知 丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第3条の規定により届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

+7.41 - 7	契約の相手方の氏名又は名	契 約	内容	
契約年月日	称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	運送契約期間	運送契約金額	備考
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目	±11.46.45.17.17	契約の相手方の氏名又は名	契 約	内容	/# *
区分	契約年月日	称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	借入期間等	契 約 金 額	備考
自動車の 借 入 れ	令和〇年 〇月〇〇日	丸森町○○○100番地(株)△△レンタカー代表取締役 ◎◎◎◎	〇月〇日 ~〇日	75,000 円	
運転手の 雇 用	令和〇年 〇月〇〇日	丸森町○○○200番地(株)△△石油代表取締役 ◎◎◎◎	宮城 〇〇 ま 1234	20,100 円	1 l 150 円
燃料代	令和〇年 〇月〇〇日	丸森町○○○ 300 番地 ◎◎ ◎◎	○月○日 ~○日	50,000 円	

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、 「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運 動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してく ださい(2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありま せん。)。

候補者 → 町選管 (契約書の写しを添付)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

立候補届出前の契約の 場合は告示日を記載 年月日執行選挙 候補者 住所 氏名

下記のとおり、選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第3条の規定により届け出ます。

記

契約の相手方の氏名又は名 契約年月日 及び住所並びに法人にあっ		契約	内容	備考
	はその代表者の氏名	作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇〇日	丸森町○○○400番地 ㈱△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎	1,500枚	11, 250 円	1枚当たりの 単価 7.50 円
		枚	円	
		枚	円	

備考

契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

立候補届出前の契約の 場合は告示日を記載 年月日執行 候補者 住所 氏名

下記のとおり、選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第3条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって	契約	備考	
	はその代表者の氏名	作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇〇日	丸森町○○○400番地 ㈱△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎	100 枚	120,000円	1枚当たりの 単価 1,200円
		枚	円	
		枚	Ħ	

備考

契約書の写しを添付してください。

確認申請書

(候補者 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (様式第6号)

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

申請日を記載 (告示日以降の日)

月 Н 年

丸森町選挙管理委員会委員長 殿

年 選挙 月 日執行

候補者 住所 氏 名

戸籍名 丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費は る条例第4条第2号イの 規定に基づき、選挙運動用自動車燃料代について確認を受けたいので、下記のとおり申請しま す。

記

- 契約年月日 1 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 丸森町○○○200番地 (株)△△石油 代表取締役 ◎◎◎◎
- 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 宮城〇〇ま 1234
- 確認申請金額

19,500 円

燃料代は、7,700円×5日分 が最高限度額となります。

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額(a)	0 円	0 円
今回の購入金額(b)	19,500 円	19,500 円
燃料代計(a)+(b)	19,500 円	19,500 円
備考		

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を 受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに作成して提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届 出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してく ださい。
- 5 燃料供給業者から給油の際に受領した給油伝票(丸森町の議会の議員及び長の選挙にお ける選挙運動の公費負担に関する規程第6条第2項に規定する書面とする。) の写しを添 付してください。
- 上記のすべての金額は、消費税を含んだ金額を記載してください。

月

Н

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

<u>枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。</u> 年

丸森町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 選挙

候補者 住 所 氏 名

戸籍名

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 丸森町○○○400番地 ㈱△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎
- 3 確認申請枚数

1,500 枚

作成限度枚数

町長:5,000枚 町議:1,600枚

区	分	作	成	枚	数		左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの影	累計枚数(a)				0	枚	0 枚
今回の	枚 数(b)			1	, 500	枚	1,500 枚
枚 数	計(a) + (b)			1	, 500	枚	1,500 枚
備	考						

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに作成して提出してください。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のビラ作成業者により作成された枚数を含めて記載し てください。
- 4 納品書(ビラ作成枚数が記載されているもの)の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

丸森町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 選挙

候補者 住 所 氏 名

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担 戸籍名 例第11条の規定に基づき、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 丸森町○○○400番地 ㈱△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎
- 3 確認申請枚数 71か所 (作成限度枚数)

区	分	作	成	枚	数		左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数(a)					0 木	枚	0 枚
今回の	枚 数(b)				100 木	枚	71 枚
枚 数	計(a) + (b)				100 木	枚	71 枚
備	考						

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに作成して丸森町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者により作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 納品書(ポスター作成枚数が記載されているもの)の写しを添付してください。

確 認 書

(町選管 → 候補者 → 契約業者等 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第7号)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (様式第8号)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (様式第9号)

確認申請を受けた後、これらの確認書は町選管から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。

町選挙管理委員会が作成するもので、 候補者は作成する必要はありません。

確認番号○○

選挙運動用自動車燃料代確認書

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの 規定に基づき、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

丸森町選挙管理委員会委員長

ΕD

記

1 年 月 日執行

選挙

- 2 候補者の氏名 丸 森 太 郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 宮城 〇〇ま 1234
- 4 確認金額 19,500 円

- 1 この確認書は、選挙運動用自動車の燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合は、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書の写しを請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

印

確認番号○○

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

丸森町選挙管理委員会委員長

記

1 年 月 日執行 選挙

- 2 候補者の氏名 丸 森 太 郎
- 3 確認枚数 1,500 枚

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合は、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書の写しを請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

確認番号○○

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

年 月 日

丸森町選挙管理委員会委員長

印

1 年 月 日執行

選挙

- 2 候補者の氏名 丸 森 太 郎
- 3 確認枚数 71 枚

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合は、選挙運動 用ポスター作成証明書とともにこの確認書の写しを請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

証 明書

(候補者 → 契約業者等 → 町選管)

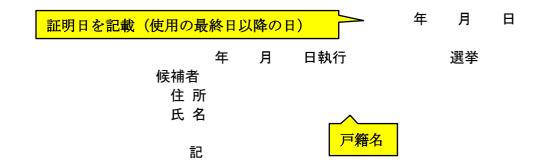
- 1 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第10号その1)
- 2 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) (様式第10号その2)
- 3 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(様式第10号その3)
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書 (様式第11号)
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書 (様式第12号)
 - ・契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
 - ・候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が丸森町に対し代金を請求する際に添付しなければなりません。

(その1)

(請求書に添付) 候補者→契約の相手方→町選管

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり、選挙運動用自動車を使用したことを証明します。



運送等契約区分 (該当する方の番号に〇を付けてくだ さい。)	1一般乗用旅客自 送事業者との運 による場合		掲げる場合以外の
契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者氏名			○○○100番地 レンタカー 締役 ◎◎◎◎
自動車登録番号又は車両番号	運送年月日	運送等金額	備考
宮城〇〇あ 1234	〇年〇月〇日	15, 000	円
宮城〇〇あ 1234	〇年〇月〇日	15,000	円
宮城〇〇あ 1234	○年○月○日	15,000	円

備考

この証明書は 使用の宝績に其づ 1

候補者から運

送事業 選挙運動用自動車として実際に使用した日

運递

2 ごとに記載すること。 3

この ることはできません。

金額や単価は、「同上」や 朗書 「〃」等で省略して記載 することはできません。

- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
- (2) (1) 以外の場合

16. 100円

- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送契約区分」欄の 1)とそれ以外の契約(「運送契約区分」欄の2)のいずれもが締結された場合は、公費負 担の対象となるのは候補者の指定する一つの契約に限られますので、その指定した一の契約 のみについて記載してください。(指定した契約以外の契約については、公費の支払を請求 できません。)
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合は、公費負担の対象となるのは候補者の指定 する1台に限られますので、その指定した1台のみについて記載してください。(指定した 選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、公費の支払を請求できません。)

(その2)

(請求書に添付)候補者→契約の相手方→町選管

(燃

両番

車両

第3

候補

約届

供給

面

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

下記のとおり、選挙運動自動車用燃料を使用したことを証明します。



	氏名又は名称及び住所 っってはその代表者の氏名	丸森町○○○200番地 (株)△△石油 代表取締役 ◎◎◎◎							
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運 動用自動車の自動車登録番 号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考					
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	30 Q	4,500 円						
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	25 Q	3,750 円						
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	20 2	3,000 円						
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	25 2	3,750 円						

備考

で、

者か

出書

2

3

- 料の 号の 注)燃料については「給油伝票の写し」を添付していただきますが、次の点に 番号 注意してください。 号に
 - ・契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
 - ・給油日、自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認でき、使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。

量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

- 4 燃料供給業者が公費の支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額となります。

(その3)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり、選挙運動用自動車運転手を使用したことを証明します。



運転手の氏名及び住所	丸森町○○○500番地 ◎◎ ◎◎	
雇用年月日	報酬の額	備考
〇年〇月〇日	10,000 円	

備考

1 選挙運動用自動車の運転業務に実際 提出 に従事させた年月日ごとに報酬の額 を記載する。 転手ごとに

た選挙運動

金額や単価は、「同上」や 「〃」等で省略して記載 することはできません。 手に

とに

- 3 運転手が公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合は、公費負担の 対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定した1人のみについて記 載してください。(指定した運転手以外の運転手については、公費の支払を請求できませ ん。)

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり、選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

契約の履行(対	納品)後の	日付で	あること。		年	月	日
	年 候補者	月	日執行			選挙	•
	住 所 氏 名			_			
	記		戸籍名				

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名			丸森町○○○400番地 (株)△△印刷 代表取締役◎◎◎◎	
作	成	枚	数	1,500 枚
作	成	金	額	11, 265 円
	備	考		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1)枚数

町議会議員選挙 1,600枚

町長選挙

5,000枚

(2) 限度額

7円73銭(単価)×(1)の枚数

5 「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

(請求書に添付)候補者→契約の相手方→町選管

71 箇所

選挙運動用ポスター作成証明

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

		契約の履行	宁(納品)	後の日付	であること。	一 年	月	日
年月日執行 候補者 住 所								
			氏 :	名	戸籍名			
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名					○○400番地 刷 代表取締	役()()()()()()()()()()()()()()()()()()()		
作	成	枚	数				100	枚
作	成	金	額				192, 623	円

備考

示場数

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1)枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数

(2) 限度額

1枚当たり単価×(1)の枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲

1 枚当たり単価= <u>541円31銭×ポスター掲示場数+158,125円</u> ポスター掲示場数

5 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

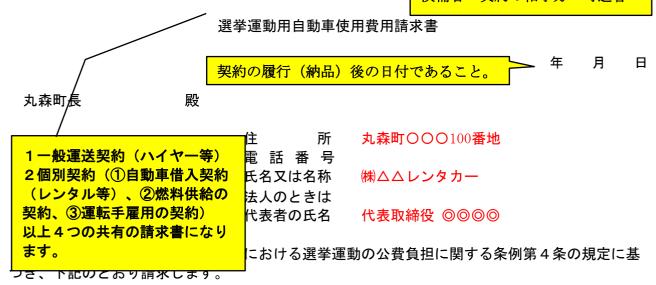
請求書・請求内訳書

(契約業者等 → 丸森町)

- 1 請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第13号)
- 2 請求内訳書(自動車運送契約)(様式第13号(別紙)その1)
- 3 請求内訳書(自動車の借入れ)(様式第13号(別紙)その2)
- 4 請求内訳書 (燃料代) (様式第13号 (別紙) その2)
- 5 請求内訳書(運転手)(様式第13号(別紙)その2)
- 6 請求書(選挙運動用ビラの作成)(様式第14号)
- 7 請求内訳書(選挙運動用ビラの作成)(様式第14号(別紙))
- 8 請求書(選挙運動用ポスターの作成)(様式第15号)
- 9 請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成)(様式第15号(別紙))

請求書を提出する際は、候補者から交付される<u>確認書(燃料代・ビラの作成・ポスタ</u> <u>一の作成のみ)、証明書</u>を添付しなければなりません。 様式第13号(第7条関係)

(請求書に添付) 候補者→契約の相手方→町選管



記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名 <u>_____</u> 阿籍名

5 振 込 先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	000	支店コード	999
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カフ゛シキカ゛イシャ △△レンタカー		
口座名	株式会社△△レンタカー		

備考

この請求書は、候補このほかに自動車燃料 運動の公費負担に関す期日後速やかに提出し

2 候補者が供託物を没

【添付書類】

- ・請求内訳書
- ・確認書の写し(燃料代の場合)

挙

の

- 使用証明書
- ・給油伝票の写し(燃料代の場合)
- ・振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)
- 3 燃料代の請求は、契<mark>約届出書に記載された選挙連動用目動車に供給したもので、選挙連動用</mark> 自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

- 29 -

(その1)

請求書に添付

請 求 内 訳 書 (一般旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額 (口)	請求金額	備考	
〇年 〇月〇日	80,000円× 1台 =80,000円	64,500円× 1台 =64,500円	64, 500 円		
〇年 〇月〇日	80,000円× 1台 =80,000円	64,500円× 1台 =64,500円	64,500 円		
〇年 〇月〇日	80,000円× 1台 =80,000円	64,500円× 1台 =64,500円	金額や単価は、	_	
〇年 〇月〇日	80,000円× 1台 =80,000円		や「"」等で省 載することはで ん。		
〇年 〇月〇日	80,000円× 1台 =80,000円		64, 500 円		
〇年 〇月〇日	80,000円× 1台 =80,000円		64,500 円		
	円× 台 = 円	64,500円× 台 = 円	円		
計			387,000 円		

請求書の請求金額と一致

備考

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別 紙)

(その2)

請 求 内 訳 書 (一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額 (口)	請求金額 備考		
〇年 〇月〇日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16,100円× 1台 =16,100円	15,000 円		
〇年 〇月〇日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16,100円× 1台 =16,100円	15,000 円		
〇年 〇月〇日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16, 100円× 1台 =16, 100円	金額や単価は、「同上」		
〇年 〇月〇日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16,100円× 1台 =16,100円	── や「″」等で省略して言載することはできません。		
〇年 〇月〇日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16, 100円× 1台 =16, 100円	15, 000 円	T	
〇年 〇月〇日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16, 100円× 1台 =16, 100円	15,000 円		
	円× 台 = 円	16, 100円× 台 = 円	H		
計			75,000 円		

備考

請求書の請求金額と一致

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別 紙)

(その2)

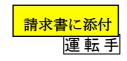
請求内訳書

(一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車 登録番号又は車 両番号	販売金額(イ)	基準限度額(口)	請求金額	備考
〇年 〇月〇日	宮城○○ま1234	150 円×30 ℓ =4,500 円			
〇年 〇月〇日	宮城○○ま1234	150 円×25 ℓ =3,750 円	人類の単年は		
〇年 〇月〇日	宮城○○ま1234	150 円×20 ℓ =3,000 円	金額や単価はや「リ」等で、載することは	省略して記	
〇年 〇月〇日	宮城○○ま1234	150 円×25 ℓ =3,750 円	ん。	(
〇年 〇月〇日	宮城○○ま1234	150 円×30 ℓ =4,500 円			
		円× l = 円	善业	詩求金額と一致	7
		円× l = 円	明八百岁	THAT THE C	
計 # *			19,500 円	19,500 円	

- 1 「基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の計欄又は(ロ)の計欄のうちいすれか少ない方の額を記載 してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届 出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(イ)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。



(別 紙)

(その2)

請 求 内 訳 書 (一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	報 酬(イ)	基準限度額(口)	請求金額	備考
〇年 〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
〇年 〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
〇年 〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
〇年 〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
〇年 〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
	金額や単価は、「同上」や	12,500 円	円	
	「"」等で省略して記載することはできません。		円	
計			50,000 円	

備考

請求書の請求金額と一致

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

契約の相手方→丸森町

選挙

選挙運動用ビラ作成費用請求書

年 月 日

丸森町長 殿

住 所 丸森町〇〇〇400番地

電話番号

氏名又は名称 (株)△△印刷

法人のときは

代表者の氏名 代表取締役 ② ② ② ②

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 金 額 11,250 円 ─ 請求内訳書(別紙)から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行

4 候補者の氏名 丸森 次郎 ─ 戸籍名

5 振 込 先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	000	支店コード	999
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カフ゛シキカ゛イシャ △△インサツ		
口座名	株式会社△△印刷		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

【添付書類】

- ・請求内訳書・確認書の写し・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)

請求内訳書

候補者氏名

ť	乍成 金	額	基準限度額		請求金額			備考	
単価	枚 数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚 数	金額	
A	B	A×B	C	D	CXD	E	F	EXF	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
7. 50	1, 500	11, 250	7. 73	1, 500	11, 265	7. 50	1, 500	11, 250	

備考 契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額と一致

- 1 <mark>D欄には、選挙連動用ビフ作成权致確認書によ</mark>り確認された数を記載してくたさい。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 4 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

契約の相手方→丸森町

様式第15号(第7条関係)

選挙運動用ポスター作成費用請求書

選挙期日後の日付であること

年 月 日

丸森町長

住 所 丸森町〇〇〇400番地

電話番号

殿

氏名又は名称 (株)△△印刷

法人のときは

代表者の氏名 代表取締役 ② ② ② ②

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に 基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 103,200円

7 請求内訳書(別紙)から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行

選挙

4 候補者の氏名 丸森 次郎

戸籍名

5 振 込 先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	000	支店コード	999
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カフ゛シキカ゛イシャ △△インサツ		
口座名	株式会社△△印刷		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポ スター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。
- 3 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる 区域におけるポスター掲示場数」欄に記載された枚数を記載してください。

【添付書類】

- ・請求内訳書・確認書の写し・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)

請求内訳書

候補者氏名

選挙区におけるポ	作成金額			基 準 限 度 額			請求金額		
スター掲示場数	単価 A	枚 数 B	金 額 A X B	単価 C	枚数 D	金額 CXD	単価 E	枚 数 F	金額 EXF
箇所 71	円 1, 200	枚 100	円 120, 000	円 2, 769	枚	円	円	枚	円

備考

契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額と一致

- 1 「選挙においるホスター掲示場数」の_{欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」に記載されたポスター掲示場数を記載してください。}
- 2 A欄には、次により算出した額を記載してください。
 1 枚当たり単価= 541円31銭×ポスター掲示場数+158,125円 ポスター掲示場数
- 3 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された枚数を記載してください。
- 4 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 6 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。